

# 技術資料作成要領

# 建築総合

入札に付する委託業務の概要	
事業年度・業務番号	令和7年度 和こセ第2号
業務名称	和歌山県立こころの医療センター施設管理コンサルタント業務
業務場所	有田郡有田川町庄地内
業務概要	入札公告を参照のこと
業務期間	
予定価格	
最低制限価格	
支払条件	
契約の保証	
議会の議決	

入札書等の提出方法等	
入札書等は、持参により提出すること。	
開札予定日時	入札公告を参照のこと。

技術資料の様式及び提出方法	
技術資料の様式は、技術資料作成要領に添付している様式とし、次項の留意事項及び記載例に基づき記載すること。	
ア	技術資料提出書（様式1）
イ	同種業務等の実績（様式2）
ウ	所属技術者（様式3）
様式のサイズはA4判縦（A4判より大きいものは、A4判の大きさに折り畳むこと。）とし、各1部を提出するものとする。	
技術資料は技術資料提出書（様式1）に記載のある1から2の順に並べ、それぞれ付箋等により見出しを付けること。	
<p>発注機関から指示を受けた入札者は、指示を受けた日から起算して、原則として2日以内に技術資料を書面により提出しなければならないものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、技術資料の書面をPDFファイルにして発注機関が指示するメールアドレスに送信することで、書面による提出に代えることができるものとし、期限日までの提出であるか否かは、着信日で判断するものとする。</p> <p>また、送信にあたっては誤送信の防止に努めるとともに、送信後速やかに指示のあったメールアドレスに到達しているかどうかを発注機関に確認しなければならないものとする。</p>	

技術資料の内容に関する留意事項	
同種業務等の実績	
ア	<p>平成27年4月1日から入札書を提出した日までに元請として業務が完了し、成果品の引渡し完了した建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績の中から代表的なものを様式2に記載するものとし、記載件数は3件までとする。</p> <p>建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の受注実績がなく、一般業務認定審査部会で建築関係建設コンサルタント業務（建築総合）の実績を有する者と同等の能力があると認められた者は、様式2に代えて実績同等能力認定通知書の写しとすることができる。</p>
イ	記載する優先順位は、原則として各省庁、都道府県、その他の順位とする。
ウ	記載した実績のすべての内容が確認できる資料として、委託業務契約書の写し（業務名、業務期間、業務内容、及び発注機関と受託業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する実績証明書（写しでも可。内容は、契約書の写しと同じ）、受領書が付いた業務カルテ等の書類を添付すること。
所属技術者	

ア	所属する一級建築士を様式3に1名記載すること。
イ	記載した建築士の資格が確認できる資料の写しを添付すること。
エ	記載した建築士の常勤性が確認できる資料として下記のいずれかの写しを添付すること。なお、記載した一級建築士が建築士法第24条による管理建築士である場合は、建築士法第23条の2による建築士事務所の登録申請書（登録番号、登録年月日及び管理建築士名の記載があるもの）の写しでも可とする。
a.	健康保険被保険者証、又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（提出後に加入された方については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届）
b.	住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
c.	県外業者（主たる営業所の所在地が和歌山県外の者）で社会保険の強制適用事業所でない場合や、県内業者（主たる営業所の所在地が和歌山県内の者）の場合で、社会保険に加入していない者は、雇用保険被保険者資格取得等確認等通知書（事業主通知用）と雇用保険被保険者資格喪失届等の両方
d.	県内業者の場合で、雇用保険に加入できない者については、申請日以前3ヶ月間の源泉徴収簿又は貸金台帳等

<b>苦情申し立て</b>	
	発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格の要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
	入札参加資格要件不適合通知書を受領した者で当該要件を満たさないと認められたことに不服がある者は、当該通知の日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機関の長に対して当該要件を満たさないと認めた理由について説明を求められることができる。
	当該要件を満たさないと認められた者が説明を求める場合は、苦情申立書（本要領添付の様式）を持参又は郵送することにより行うものとする。
	発注機関の長は、苦情申立書により説明を求められたときは、苦情申立書を受領した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
	苦情申立書の受付窓口、受付時間 苦情申立書を持参又は郵送する場合の受付窓口並びに受付時間は、次のとおりとする。 受付窓口：〒643-0811 有田郡有田川町庄31番地 和歌山県立こころの医療センター事務局総務課（管理棟2階） 受付時間：休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

<b>その他の留意事項</b>	
	入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
	技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
	技術資料に虚偽の記載をした者は、当該業務の落札者として決定されない。また、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づき入札参加資格停止を行うことがある。
	提出された技術資料は、返却しない。
	技術資料の作成に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。なお、問い合わせに対する回答のうち入札参加者全員に周知すべきものがあつた場合には、その内容は和歌山県立こころの医療センターホームページに掲載する。 〒643-0811 有田郡有田川町庄31番地 和歌山県立こころの医療センター事務局総務課（管理棟2階） 電話：0737-52-3221（代表）